## ■ 5 補装具・日常生活用具

①社会福祉課 内線3207

		<b>○</b> 1	12個世界 りゅうとし	
制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	はの品
費支給	身体に対している。 は	○身体障害者手帳を お持ちの方 ※ただより対象 が大だより対象 が大だより対象 が大きず。 ※本(児童の場合とのでは です。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 身体   は	1
小児慢性特定 疾病児童日常 生活用具給付	小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るための特殊寝台、入浴補助用具などを給付します。 <負担額> 本人及び世帯の所得状況により全部又は一部の費用負担が必要です。	〇小児慢性特定疾病 医療受給者証の交 付を受けている方 ※ただし、用具の種 類により対象者が 異なります。	1 小児慢性特定疾病 医療受給者証 2 見積書 (指定事業者) 3 世帯全員の課税又 は非課税証明書(転 入の方)	
障害者日常生 活用具給付	P15「地域生活支援事業」の「	「日常生活用具給付等」	を参照してください。	



